

第3回 にしはりま環境事務組合議会定例会会議録

1. 開会日時 平成16年8月26日(木曜日)午前10時00分

2. 閉会日時 平成16年8月26日(木曜日)午後0時25分

3. 場 所 新宮町立総合福祉会館「ふれあい」 2階研修室

4. 出席議員(22名)

1番 三里茂一 2番 栗本一水

3番 村上 昇 4番 沖 正治

5番 岡本安夫 6番 川田真悟

7番 片山武憲 8番 大下東一

9番 西尾 誠 10番 西岡 正

11番 植戸勝治 12番 廣瀬武志

13番 山本義次 14番 東 豊俊

15番 高尾年男 16番 川西忠信

17番 藤原憲男 18番 小林慎一

19番 大段宰成 20番 田中鶴雄

21番 船曳順市 22番 高山政信

5. 欠席議員(なし)

6. 出席説明員

管理者 山口聖治 副管理者 梅村忠男

副管理者 安則眞一 副管理者 庵途典章

副管理者 中川孝之 副管理者 山田兼三

副管理者 高嶋利憲 副管理者 田路 勝

副管理者 中田耕一郎 副管理者 森脇正算

収入役 井口智章 監査委員 春名善樹

にしはりま環境事務組合事務局長 上谷正俊

7. 出席事務局職員

にしはりま環境事務組合総務係主任 松井信弘

同建設1係長 安藤康博

同 小笹万起子

8. 関係町助役

安富町助役 志水雅彦

9. 関係町主管課長

新宮町住民生活課長 福井廣吉

上郡町住民課長 松本 優

佐用町住民課長 田村章憲

上月町保健福祉センター所長 達見一夫

南光町住民課長 中井 充

三日月町住民福祉課長 廣瀬秋好

山崎町環境防災課長 藤井 實

安富町生活環境室長 上田憲巨

一宮町町民課長 稲田信明

波賀町住民福祉課係長 水口浩也

千種町町民課副課長 平瀬忠信

播磨高原広域事務組合事務局長 森川幸一

佐用郡広域行政事務組合総務課長 山口良一

宍粟郡広域行政事務組合宍粟環境美化センター所長 中尾 徹

10. 議事日程

1 議長あいさつ

2 管理者あいさつ

3 開会宣告

日程1 議席の指定

日程2 会議録署名議員の指名

日程3 会期の決定

選挙第1号 副議長選挙の件

報告第2号 行政報告

①住民説明会等の報告

②第2期循環型社会検討委員会の設置の件

③生活環境影響調査（現況調査報告）の件

④地域振興施設計画に関する策定委員会報告の件

⑤技術支援等業務委託契約の締結の件

⑥建設予定地・搬入道路地形測量業務委託契約の締結の件

報告第3号 処理方式選定に関する審議結果報告の件

報告第4号 一般監査報告の件

認定第2号 平成15年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定の件

日程4 閉会宣告
管理者あいさつ
議長あいさつ

議長あいさつ

○議長（沖 正治君） おはようございます。定刻がまいりましたので、ただ今より8月定例会を開きます。開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、第3回にしはりま環境事務組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位には各町定例会前のご多忙の中にも係わらず、ご参集いただきまして大変ご苦勞様でございます。本日の附議案件は、選挙1件、報告3件、認定1件であります。どうか慎重な審議を賜り、適切な議決が得られますようお願いいたしまして、簡単ですが、ごあいさつといたします。

ここでご報告させていただきます。南光町の西岡議長と西尾議員が車が故障ということで遅れると聞いておりますので、よろしくようお願いいたします。

管理者あいさつ

○議長（沖 正治君） ここで管理者からあいさつの申し出がありますので、お受けいたします。

管理者。

○管理者（山口聖治君） おはようございます。議会の開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、第3回にしはりま環境事務組合議会を招集しましたところ、町長並びに議会議員各位におかれては、市町合併協議、また、各町の9月定例会を控えましたお忙しい中にも係わりませず、ご出席いただきありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

本日の行政報告につきましては、住民説明の報告など6件の報告を行います。

行政報告中、建設候補地選定経緯の説明書の提出を予定しておりました。建設候補地選定の経緯の概要については、これまでも住民説明を行いました。新宮町光都自治会から、評点評価を含む詳細な資料の公開を求める意見をお聞きし、この度あらためて正副管理者会議で協議を行い、評点評価を含めた候補地選定経緯の説明を行うことにしました。ついては、候補地選定資料について、関係機関と調整のうえ、評点評価を含む詳細な資料の提出の要望に応える資料作成を事務局に指示をしております。現在、資料作成について関係機関と調整中ですので、本日の資料提出は割愛させていただきました。しかしながら、早急に説明書をまとめ上げ、住民説明を行うとともに、組合議員各位に説明書を提出させて

いただき、改めて説明させていただきますのでご了承くださいますようお願いいたします。

行政報告いたしますが、去る8月9日に新宮町光都21自治会から、本組合に対して抗議書の提出を受けました。この抗議書に対する事務組合の見解について、現在、正副管理者で文書協議を行っているところでありまして、見解案の要点を報告いたします。抗議書に対する事務組合の見解案の要点でございますけれども、循環型社会拠点施設の建設予定地は、廃棄物処理法第6条に基づいて策定した、ごみ処理基本計画において、建設予定地と位置付けております。本年2月の第2回組合議会定例会において、測量・地質調査業務を含む予算提案の説明を行い、平成16年度歳入歳出当初予算が可決決定されました。測量地質調査業務について、予算の提案に際して組合議会議員に説明が行われています。この度の地形測量業務は、測量・地質調査業務のうち、地質調査を除き測量業務を執行するものでございます。この度の地形測量調査業務の目的は、循環型社会拠点施設の建設予定地及び搬入道路の地形を把握することにより、建設予定地の造成計画や搬入道路計画による生活環境影響調査の予測・分析の精度を高め、また、都市計画手続きの基礎資料とするための調査でございます。周辺6集落代表者等で構成する、建設予定地周辺地域連絡協議会を7月1日に開催しまして、この度の地形測量業務の実施について協議の結果、同協議会において了承され、同業務の説明文書を6集落代表を通じて住民の方々に配布し、主旨の説明を行っていただくことが了承されました。建設予定地周辺地域連絡協議会の了承と地元区域の住民への説明により、住民の理解と協力を得て、地形測量業務を執行するものでございます。光都21自治会等これまでに本施設整備についてご要望があった自治会については、関係町と連携の基に、測量委託業者を決めた上で説明を行うよう調整をしていたところでございます。このことから、8月17日に光都21自治会長等に、この度の地形測量の説明を行って理解と協力をお願いするとともに、住民の方々への説明文書の配布も依頼いたしました。

次に、報告第3号については、焼却溶融施設の処理方式の選定に関して、選定の公正・透明性が確保され、専門的見地からの検討を行うために、技術審査小委員会を設置し、昨年9月から慎重に検討が行われました。この度、技術審査小委員会の処理方式選定に関する審議結果報告が取りまとめられ、専門委員会で承認されましたので、組合議会議員に報告するものでございます。

次に、報告第4号一般監査報告は、本組合と平成14年12月から17年3月を履行期間とする循環型社会拠点施設整備基本計画等策定業務の契約を締結している株式会社環境工学コンサルタントは、この度、兵庫県の指名停止6ヶ月を受けています。このため同社は、この度の地形測量業務の制限付き公募型競争入札においては、入札参加を制限いたしました。本組合と同社との間における施設整備基本計画業務の契約に関して、顧問弁護士から、この事態をもって本組合で契約解除に当たらないが、組合として契約について調査することが適切である、との指導を受けました。このことから、組合監査委員に

よる一般監査が執行されました。この監査報告が、組合議会に報告されるものでございます。

認定第2号は、平成15年度本組合歳入歳出決算認定の件で、監査委員の決算審査意見書を付けて議会の認定に付すものでございます。

ここで、副管理者、代表監査委員の欠席についてご報告いたします。副管理者である安富町の橋本町長が急な公務のため欠席でございます。組合規約において、正副管理者を助役が代理することは認められていません。このことから、安富町の志水助役が、同席しております。ご了承いただきたいと思えます。また、坂口代表監査委員が療養中のため、本日の会議は欠席となっております。監査委員の報告は、春名監査委員が報告されます。春名監査委員は、8月24日付で千種町議会議長を辞任されていますが、次の監査委員が選任されるまでの間、監査委員として務めていただきます。

本日の第3回にしはりま環境事務組合議会には、報告3件、認定1件を上程しております。慎重審議を賜りたいので、よろしく願いいたします。

〔西岡正議員、西尾誠議員入場〕

開会宣告

○議長（沖 正治君） 管理者のあいさつが終わりました。直ちに第3回にしはりま環境事務組合議会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第1 議席の指定

○議長（沖 正治君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定によって、議長から指定いたします。

7番片山武憲議員、8番大下東一議員、15番高尾年男議員、16番川西忠信議員、22番高山政信議員とします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（沖 正治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第71条第1項の規定によって、3番村上昇議員及び20番田中鶴雄議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（沖 正治君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（沖 正治君） 異議なしと認めます。

会期は、本日1日限りと決定いたしました。

選挙第1号 副議長選挙の件

○議長（沖 正治君） 選挙第1号、副議長選挙の件を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、議長による指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（沖 正治君） なしと認めます。

選挙の方法は議長による指名推選で行うことに決定いたしました。

副議長に川田真悟議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました川田真悟議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（沖 正治君） なしと認めます。

ただいま指名しました川田真悟議員が副議長に当選されました。副議長に当選された川田真悟議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項により当選の告知をします。

川田真悟議員から就任のあいさつの申し出がありますので、お受けいたします。

川田真悟議員。

○6番（川田真悟君） ただいま、皆様方のご推挙をいただきまして、副議長の重責を担うことになりました、佐用町の川田でございます。議会の円滑な運営のために、微力ではございますが、全力を尽くす所存でございます。各議員並びに山口管理者を始め皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ですけれどもごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖 正治君） これで副議長の選挙は終わりました。

報告第2号 行政報告

○議長（沖 正治君） 管理者から報告第2号行政報告の申し出がありましたので、管理者から報告を求めます。

管理者。

○管理者（山口聖治君） 事務局長に説明をさせます。

○議長（沖 正治君） 事務局長。

○事務局長（上谷正俊君） 本日、机上に行政報告の資料を配付させていただいております。①から⑥までございます。順次説明をさせていただきたいと思います。ページを右下に振っておりますので、

それによりましてご説明をいたします。

①住民説明会等の報告、資料1でございまして、ページは1ページから34ページまででございます。資料ナンバー1につきましては、平成16年度にしはりま環境事務組合の主要経緯。本年2月の定例会以降の主要業務について記載をいたしているところでございます。3ページには、にしはりま環境事務組合と新宮町との連名によりまして、新宮町光都2-3会の説明会。これにつきましては、前段の資料によりまして2月22日から3月28日、5月16日、7月10日とこれまで4回の説明会を開催いたしております。学習会と位置付けましての説明会を持たせていただいております。次回は、9月開催を予定いたしております。これまでも光都2-3会からの質問等につきまして、組合議会にご報告をさせていただいております。この度の資料については、これまでの質問への回答と補足説明を提出させていただきまして、説明いたしております。回答書につきましては、これまで報告いたしました資料を4ページから18ページに添付いたしております。19ページ以降24ページまでが、今回の質問に対しましての個々の設問ごとの補足説明とさせていただいております。いろいろなご意見をお聞きする中で、そういうことに応えまして誠意を持った取り組み対応をさせていただいております。

次に、資料1の裏を見ていただきたいのですが、7月1日に第8回建設予定地周辺地域連絡協議会、先ほど管理者が報告いたしました周辺6集落の代表の方々との連絡協議の場を持ちまして、建設予定地・搬入道路の地形測量について協議をお願いいたしました。生活環境影響調査の精度を高める、都市計画手続きの基礎資料とするという観点から、地形測量についてご了承いただきまして、周辺地域住民の皆さんにそのことを各区長さんを通じまして説明文を配布していただき主旨を説明するという内容を併せてご了承いただきまして、その文面を25ページ、建設予定地周辺地域の住民の皆様へ、といたしておりますにしはりま環境事務組合と三日月町との連名の文書を、25、26、26-1ページと添付させていただいております。

次に、8月9日に光都21自治会長様から本組合等に対しまして抗議文の提出を受けております。各町議長様を通じまして、議会議員へも文書配布がなされたとお聞きしております。内容につきましては30-1ページから30-4ページまで、その抗議文を本日お手元に提出させていただいております。光都21自治会等に対しましては、31ページ以降にございますように8月17日付をもちまして、建設予定地・搬入道路の地形測量について、にしはりま環境事務組合と新宮町との連名において光都各自治会の方々、また、にしはりま環境事務組合と上郡町との連名、33ページでございますが、鞍居地区の各区自治会長様宛て、7名の区自治会長様宛てにこういう形で文書説明をさせていただいております。このことにつきまして、ただ今管理者があいさつ申し上げますよう

に、27ページを見ていただきたいのですが、光都21自治会の抗議書に対する事務組合の見解につきまして、ただ今事務組合の正副管理者で文書協議を行っております。本日お手元の資料につきましては、その案の抄本でございます。内容については、文書協議の結果を踏まえまして若干訂正されるかと思いますが、ご了承いただきたいと思っております。この度、抄本の中での内容について簡潔に説明させていただきます。

1の候補地・予定地にすぎない候補地の搬入道路の地形測量は、ごみ処理施設建設の既成事実化にほかならず、事務組合の暴走は到底許されるべきものではないこと等とした抗議に対しましての組合見解につきまして、以下、記載しておりますように、建設予定地については、廃棄物処理法第6条に基づく一般廃棄物（ごみ）処理基本計画におきまして、循環型社会拠点施設の建設予定地と位置付けております。次には、本年2月の第2回定例会におきまして、測量・地質調査などの事業計画を含む予算提案を行いまして、平成16年度当初予算が可決決定されました。測量・地質調査業務につきまして、予算提案に際して組合議会議員に説明させていただいておるところでございます。この度の地形測量業務は、測量・地質調査業務のうち、地質調査を除きました測量業務を執行するものでございます。この度の地形測量業務の目的は、建設予定地の造成計画や搬入道路計画による生活環境影響調査の予測・分析の精度を高め、また都市計画手続きの基礎資料とするための調査でございます。組合規定に基づき設置いたしました建設予定地周辺地域連絡協議会、これは周辺6集落代表者等で構成いたしております。本年7月1日に開催いたしまして、この度の地形測量業務について協議の結果、同協議会において了承されまして、説明文書を集落代表者を通じまして住民の方々に配布し、趣旨の説明を行っていただくことが了承されております。このように周辺地域連絡協議会の了承と地元区域の住民への説明によりまして、住民の理解と協力を得て地形測量業務を執行するものでございます。また光都21自治会等これまで本施設整備についてご要望を承っておる自治会につきましては、この度の地形測量業務の説明について関係町、新宮町、上郡町との連携の基に、測量調査業者を決めた上で説明を行うよう調整を行っていたところございまして、このことから8月17日に各自治会長様等に対しまして、この度の地形調査の説明を行い理解と協力をお願いするとともに、光都21の住民の皆様への説明文書等の配布を依頼しておるところでございます。また、この抗議文に対しましても本組合の見解について、今後説明の機会をお願いしたいとしておるところでございます。このように本組合は、関係法令、組合規約、条例等を遵守いたしまして、適正・適切な執行努力を行っているところであるということについてご理解とご協力を今後とも重ねてまいりたいといたしております。

次に28ページ、2の播磨科学公園都市内にごみ処理施設を建設するのに、播磨科学公園都市の地元住民は搬入道路の入札について説明を受けていない。情報公開、説明責任を果たされていない等のご抗

議でございますが、このことについての見解につきまして、廃棄物処理法におきましては、生活環境保全の配慮に関しまして、その設置の届出には、生活環境影響調査の結果を記載した書類の提出を国は義務付けております。このことから生活環境に影響を及ぼす恐れのあると考えられる地域の範囲につきまして、大気環境への影響が最も広範囲に及ぶと考えられること等から、建設予定地の1キロメートル余りに位置する6集落の区域を地元区域といたしまして、本計画の周知区域に設定し、先ず、地元区域の住民の方々にご理解とご協力をお願いいたしております。光都21自治会等その後説明のご要望等がありました自治会の方々ににつきましては、ご要望に応じ説明会を開催いたしまして、ご理解とご協力をお願いいたしております。播磨科学公園都市の住民を地元住民と位置付けるご意見につきましては、事務組合としては、ただ今と次の見解に立っております。1つは都市計画の考え方におきまして、処理施設に関する計画標準(案)を建設省が昭和35年に作成いたしております。計画方針、計画位置がございまして、オトカにおいて、市街地及び将来市街化の予想される区域から500メートル以上離れた場所を選ぶこと。付近300メートル以内に学校、病院、住宅群または公園がないこととしておりまして、この計画標準(案)は、(案)が外れたものが策定されることなく現在に至っております。この計画標準(案)を適用いたしまして、500メートル以内の住居区域を処理施設に係る地元区域の範囲とした事例が全国的にもあるようでございますが、現在では、国、県はそのような指導は行っておりません。仮に、この計画標準(案)を適用いたしましても、光都21自治会等の区域は、建設予定地から4キロメートル余りに位置することから、本施設整備の地元区域とする範囲とはなりません。このことから生活環境影響調査とか都市計画の考え方からは、播磨科学公園都市内にあるからとして、本施設整備の地元区域とする合理的な根拠にはなりません。しかしながら、本施設整備は、住民生活に必要な施設整備であることから、広く住民の方々にご理解とご協力をいただきながら進めなければならないとの考え方の基に、ご要望に応え説明会の開催等に努めているところでございます。この度の説明につきましても、8月17日に自治会長等に説明させていただき、文書配布をお願いし、今後ともこの抗議書につきましても見解について説明させていただきご協力をお願いしたいとしております。

①と②、他にもたくさん質問項目があるわけでございますが、個別項目にわたっての回答を求められております。①、②のみ抄本ということで記載いたしておりますが、①では、事務組合は、組合議員にすら地形測量の入札の説明を行っていないという抗議でございますが、予算提案に際しまして建設予定地周辺連絡協議会の理解を得て取り組むという旨の説明を行いまして、予算が可決決定いたしております。組合議会の条例におきましては、議会の議決に付すべき契約は予定価格6,000万円以上の工事又は製造の請負と規定されておまして、本業務は議会議決を要する要件ではございません。従いまして本日の組合議会におきまして、後ほど入札結果報告を行うものでございまして、法令、関係諸条例等

の規定に照らしまして、適正、適切に業務を執行いたしておるところでございます。

次に、当自治会の説明会は本年2月8日の1回のみ、それも全く答えの返ってこない説明会にすぎないとの抗議でございますが、説明会については6月29日関係機関主催による光都住民説明会。8月31日と10月11日、昨年でございますが、役員説明会。本年2月8日に住民説明会を持っております。また、これまで光都21自治会からは、昨年5月23日に施設の建設反対の意見書を受理いたしまして、6月29日に意見書の回答をいたしております。また、昨年8月19日に事務組合設立反対の要望書の受理をいたしまして、この要望に対して8月29日付で回答と、10月9日付で補足回答をいたしております。このように本組合といたしましては、住民の方々のご質問やご要望に対しまして、誠意を持って回答をしましておるところでございます。以上、本日冒頭申しましたように、正副管理者で文書協議をいたしている最中でございます。最終的な見解につきまして十分住民の方々にもご説明させていただくとともに、議会議員の皆様方には改めてそれにつきましてご説明させていただきたいとおるところでございます。

次に、②第2期循環型社会検討委員会の設置の件でございます。資料ナンバー2、35ページからでございます。第2期の循環型社会検討委員会、11町の住民代表委員で、住民の参画と協働の基に取り組むという考え方をもちまして各町2名。これにつきましてはこれまでご承知のとおり委員の一般公募を行いまして、その結果、一般公募者が複数ございました点については、学識者によりましての作文評価を行いまして選任させていただき、また、その他につきましては町推薦によりましてお手元の35ページ、各町2名の委員に選任させていただき、それぞれ本人から選任の同意を得ておるところでございます。35-1ページには委員会設置規程。35-3には委員の募集要項を添付いたしております。

次に、③生活環境影響調査、現況調査報告でございますが、66ページ以降に資料を提出いたしております。66ページでは、現況調査につきまして進捗状況、14年、15年の2ヶ年で取り組んでおります。その右に現況調査地点位置図を添付いたしております。気象調査、大気汚染調査、それぞれ周辺集落のご理解をいただきながら進めさせていただきました。以降、現況調査の結果につきまして67ページからは、1といたしまして大気汚染の調査。これは予定地付近、また周辺集落4地点で調査を行っておりますが、お手元の資料、詳しい説明は割愛させていただき、後ほど十分ご高覧いただきたいと思います。環境基準を大きく下回った非常に良好な環境であるということが、この結果示されております。67ページ右下に大気汚染調査の結果を記載いたしております。次に69ページには、騒音・振動の調査結果でございます。その結果を70ページの中段に騒音・振動の結果といたしまして環境基準以下となっております。また70ページに水質汚濁調査といたしまして、その結果、健康項目及びダイオキシン類については、極めて低い値を示し、環境基準を満足しているとしております。72ページは、

悪臭の調査結果でございます。これらにつきましても非常に良好な環境であるとした位置付けがされており、73ページでは、植物の調査結果でございますが、植物調査の結果につきましては18種の貴重な種が確認されておりまして、本地域が里山的な自然豊かな地域であることを示し、今後これら貴重な種を中心とした影響程度の予測・評価を行った上、適切な保全措置を検討していくとしております。

6の動物につきましても鳥類で30種、両生類で7種、昆虫類で4種の貴重な種が確認されており、適切な保全措置の検討を進めます。75ページですが、7の水生生物に関しまして、魚類で1種、水生小動物で3種の貴重な種が確認されております。保全措置の検討をしていくといたしております。8は、景観でございます。予定地は、南東方向に下る狭隘な谷に位置しており、周辺からの視認範囲は比較的狭い範囲に限られるということが記載されておるところでございます。

次に、④地域振興施設計画に関する策定委員会報告の件でございますが、資料ナンバー4でございます。76ページ以降に記載いたしております。この審議状況につきましては15、16の両年度で取り組むとしておるところでございます。現在の取り組み状況報告を行うものでございます。この地域振興施設につきまして、この度の施設整備に合わせまして単なるごみ処理ではなしに地域振興につながる施設を併設していこうという考え方の基に、学識経験者と住民代表委員によりましての策定委員会を設置させていただいております。また、策定委員会の中には、資源エネルギー有効利用専門部会という学識者の部会編成をさせていただき、検討を進めてまいったものでございます。今回の考え方につきましては、学識者の先生方のこういった循環型社会拠点施設、廃棄物処理施設につきまして、先ず、将来の夢的な大きな視野に立ったビジョンを描いてみよう、その上で知恵を集めて具体的に実現可能なものを絞り込んでいこう、としておるものでございまして、この資料につきましては、全てを直ちに実現するというプランではございません。大きなビジョンを描こうとしたものでございます。77ページでは、施設整備に伴う資源エネルギーの有効利用の考え方でございまして、基本的には、知財立国をめざす、ビジネスチャンスをつかみ地域を元気に、といたしまして、1つはコミュニティビジネスの創造、元気づくり。2、グローバルな資源循環の研究拠点。3、森の中の処理施設。との基本的な考え方に立ちました地域振興の考え方でございます。78ページには、資源エネルギーの有効利用の将来イメージを描いております。中ほどに、森と共生する処理施設といたしまして、ごみ溶融等処理施設とかバイオマス施設、リサイクルプラザを挙げておりまして、これらを含むものとして排熱とか電気、またバイオガスといったものを有効利用を図っていこうとするものでございまして、それにはにしまエネルギー機構の中に事業部門とエネルギー研究部門を設置いたしまして、農業振興につながる試験栽培温室でございますとか、エネルギー研究部門等を設置していき、そういった有効利用を図っていこうとする将来イメージでございます。79と80ページには、その資源エネルギー有効利用の事業展開につ

きまして、先ほどのテーマ、基本方針、具体内容に関して、展開計画におきましてはステップ1、当面取り組むべき事業と、ステップ2は中期的、またステップ3については超長期といったような考え方のスケジュールを位置付けておるところでございます。81ページには、処理施設を囲む森のイメージを記載いたしております。82ページには、この16年度におきましての基本計画策定スケジュールでございますが、先ほどご説明いたしました将来のイメージに関しまして、この16年度におきましては当面取り組むべき実現可能なものを具体的に検討していこうとしておるところでございます、事業部門と試験・研究部門によりましてのそれぞれの検討を行おうとしておるところでございます。前の組合議会でも若干ご報告申し上げましたエコハウス、県が進めております、その整備との連携も図りまして検討を進めてまいりたいとしておるところでございます。

次に、⑤技術支援等業務委託契約締結の件につきまして、資料ナンバー5でございますが、83ページをお開き願います。本年度発注番号1でございますが、84ページには随意契約理由書を添付いたしておりますが、下に記載いたしておりますように施設の策定に関する技術支援業務につきまして、契約期間は16、17年度の2ヶ年間でございまして、契約先は財団法人ひょうご環境創造協会でございます。契約金額は735万円でございます。随意契約によるものでございまして、上段にその理由書を記載いたしておりますが、現在各種の基本計画の立案を進め、また、生活環境影響調査の公告縦覧でございますとか、都市計画決定に至る重要な段階であるといまして、これらの諸計画について十分に連携をとった取り組みを行うということと併せまして都市計画の手続き、さらには検討委員会の資料作成業務を併せましての委託とさせていただいておるところでございます。

次に、⑥建設予定地・搬入道路地形測量業務委託契約締結の件でございますが、86ページ資料6をお開き願います。発注番号第2号でございますが、87ページには入札執行公告、7月16日付の公告文を記載いたしておりますが、制限付き公募型競争入札によりまして執行を行いました。予定価格を公表いたしましたの執行でございます。10に入札参加に必要な資格といたしまして、11町の全町に指名願が提出、登録されている者等、また、兵庫県の指名停止等の措置を受けている者は参加できない等の制限を設けましての入札執行とさせていただいております。88ページにもございますように入札なり、また、資格申請に関しましては郵便入札の手法を取っております。90ページにこの開札結果を示しておりますが、全部で入札参加の資格申請は9者からの申請がございまして、内4者につきましては入札参加資格制限により外しまして、残る5者での応札といたしております。8月11日に開札を行いましたところ、株式会社ウエスコが945万円が入札いたしております。この価格は、冒頭の公告にございますように低入札価格調査に該当するということでこれを適用いたしまして、書類の提出を求めています。その結果でございますが、91ページですが、低入札価格調査結果表をお示しいたしてあり

ますが、記載しておりますように入札価格に対する根拠、妥当性の調査、また業務計画、労務、資材調達に関する調査、また会社の履行能力の適否に関する調査の資料の提出を求めまして、それぞれ適合するとの判断をいたしまして株式会社ウエスコを落札者とし、契約をいたしておるところでございます。その契約につきましては、92ページにその契約の締結について記載いたしております。履行期間は8月18日から17年5月31日としております。税を含めまして契約金額は、992万2,500円でございます。契約日は8月17日としておるところでございます。以上、行政報告について説明を終えさせていただきます。

○議長（沖 正治君） 行政報告の説明が終わりました。行政報告に対する質疑は、原則として行いませんが、特別な質疑がある場合には、質疑内容を検討して受け付けることができることにします。

これから質疑を行います。

3番。

○3番（村上 昇君） 1点だけお聞きしたいと思います。地質調査の入札をされておるといのは、これに対して文句は言っておりません。今年やったですか、予算も組まれておるのでどうこうとは言わないのですが、もし入札をする前にね、反対をしておる地域には、これからひとつこういう入札があるんで、というようなことのご報告だけ私はしていただきたいなど。そういうことだけ要望ときます。以上です。

○議長（沖 正治君） 要望でよろしいね。

○3番（村上 昇君） 要望で結構です。

○議長（沖 正治君） 他にありませんか。

1番。

○1番（三里茂一君） 新宮町の三里です。今先ほど上谷さんから報告がありましたんですけれども、関係の6集落は1キロ以内と言われて、4キロ以内の光都は、そういう形では国の方策で除外するような言葉もいただきましたけれども、その8月17日ですね、7月17日ですか。6集落の方に説明会があつて、そして入札の搬入道路ね。その説明と言ってよろしいんですかね。それが、してもよろしい、環境調査だけじゃなくして、搬入道路まで含めた説明して入札の許可いただいたような話が今出ましたんですけれども、それは確かですか、6集落から。私が聞いたところによりますと、猛反対されたような話も出ましたんですけれども。今説明聞きますと、環境アセス調査及び搬入道路の地形測量はしてもよろしいような6集落で了解得られたんですか。それを確認したいのと、そして今説明がありましたんですけれども、我々、環境アセス調査につきまして予算は通しておりますけれども、我々が聞いておるのは、大気汚染とか水質調査とかいろいろなものであつて、搬入道路の地形測量までは我々は聞いてい

なかったと思うんですけども。これは僕の独りよがりかも知れませんが、私自身は聞いていないと思うんですけどもね。やはりきちんとそれだけの予算を組めるのであれば、搬入道路の計画、地形測量なりするのであれば、やはり地元が最大のネックでありますので、計画どおり予算どおりしますとか、そういう形でね、ひとつも説明がなされてない。そのように私は思うんですけどね。後から事後承諾して、建設委員ですか、第1回の方々から了解しておりますとかね、そういうことじゃなくして、やはり物事は、説明責任をきちんとしていただけてやっていただけるなら、私は何も言いませんけれども。ひとつそこら辺のところをきちんと我々議員にも説明していただき、地域6集落の方々にもきちんと説明していただいた上で、きちんと物事を運んでいただけるんだとしたら、私は何も言いませんけれども。やはりそこら辺のところは事務組合として説明責任が足らんのと違いますか。以上です。

○議長（沖 正治君） 山口管理者。

○管理者（山口聖治君） 今三里議員がおっしゃられましたけれども、今局長が言いましたように6集落との建設予定地周辺地域連絡協議会で了承は得ております。これははっきり申し上げたいと思います。それと搬入道路の件でございますけれども、6集落に今まで理解を得るために何回も入っております。そのときに、特に三日月の周辺集落の方から、個別に申し上げてもいいですけども、周辺集落の方から、集落内道路を通るのはあきませんよと。そうしたらどうしたらいいかということで、搬入道路はここにやりたい、やったらどうですか、というための資料を整えるための地形調査でもあります。そのことで皆さん方にご理解を得たいと思うんですけどね。鶏が先か、私は局長のように順序立ってということではできませんけれども、鶏が先か卵が先かという問題ですけども、搬入道路がここから行くんやったらこの地点からです。それも地形調査をするために。この地点からやったらこういう傾斜で、この集落内を通らなくても搬入道路ができる。それやったら理解ができる。そういう場合がある。ですから、そのために地形調査はやらなくてはならないということでもありますね。6集落には、概ねこの地点から搬入道路を今のところ計画したら、皆さん方の理解を得られるんであろうかというふうなことは、今まで何回も話が出てきております。ちょっと補足をやります。

○議長（沖 正治君） 事務局長。

○事務局長（上谷正俊君） 私の方で1、2補足させていただきたいと思いますが、1点は、7月の地元集落での反対意見があったのではないかというご意見でございますが、ご説明いたしましたように7月1日に周辺地域連絡協議会を持ちまして周辺6集落代表者との協議において、地形測量については了承を得ております。これにつきましては、個々の集落の個別折衝ということではなしに、6集落との統一的な取り組みによりまして周辺地域連絡協議会の場で意思確認しながら進めるというシステムで進めさせていただいております。今、三里議員からご質問ありましたのは、7月17日の久保集落での説

明会で地形測量について反対があったのではないかというお尋ねであったかと思いますが、7月17日には地形測量の説明も併せて、区長さんにはお願いしておったところですので、区長の方からもこの場で言うておいてもらいたいというお話もございまして、説明いたしましたら、メインは建設予定地についてのご理解をお願いしたいといたしましての説明会でございまして、その場におきましてもお尋ねのように、建設予定地について住民の方々からは建設反対の意見もありました。非常に強固な意見もありました。しかしながら、住民の方々からは、この事業が住民生活に必要な施設整備であるという理解もありまして、引き続き住民説明会をやっていただきたいといったような意見も寄せられております。具体には、久保集落でも予定地には反対であると、もっと離れた場所にせえといったことをいろいろと言われておる方もいらっしゃるわけですが、これまでも久保集落内で、先ほどのご説明いたしました生活環境影響調査の調査なども久保集落でもさせていただいております。この度の地形測量そのものについて事務組合が行うということにつきましては、当日の説明会では特に意見は聞いておりません。建設予定地について反対の意見はあったということでございまして、これらにつきまして引き続き粘り強くご理解、ご協力をお願いしたいというふうにしております。先ほどのお話の中でも、周辺自治会の同意といったようなことが言われたりするわけですが、先般も神戸新聞紙上にそういった文言が記載されております。新聞社の方の記者さんに対しましてもご理解をお願いしたんですが、この廃棄物処理施設につきまして周辺自治会の同意というものは、国も県も求めておりません。また事務組合といたしましても、住民の方々に自治会の同意を得たいということはこれまで申しておりません。周辺自治会の、周辺住民の皆さんのご理解、ご協力を得ていきたいといたしてございまして、このことにつきましては、周辺6集落、地元区域についても当然ご理解、ご協力をいただきながら進めたいと思っております。また光都なり、これまでご意見お聞きいたしております自治会の皆さんに対しましてもご理解、ご協力を得ていきたいといたしまして、今後とも粘り強く取り組んでまいりたいと思っております。

それともう1点、2月定例会におきまして、測量・地質調査について説明を聞いていなかったとご意見をお聞きしたように思いますが、このことにつきましては資料中におきましても、説明資料16年度の事業計画書に明記をさせていただき、このことは説明をさせていただき、また本来この件につきましては、15年度の補正予算で、当初15年度で計上しておったわけですが、それを周辺の理解と言ったような観点から16年度に繰り延べると、新たに16年度に予算計上させていただくといったような点につきまして、15年度の補正予算における説明におきましても測量・地質調査に関しまして、15年度内に周辺地域連絡協議会と周辺地域の理解の基に、測量等に着手を予定しておりましたけれども、16年度以降にあらためるということをご説明させていただき、また16年度の事業計画におきましても測量・地質調査について都市計画等の観点から取り組みたいということで説明をさせてい

ただいておるところでございます。議事録にも記載されておりますので、聞いておったかどうかということにつきましては十分ご確認をお願い申し上げたいと思います。

○議長（沖 正治君） 1 番。

○1 番（三里茂一君） 事務局の方から説明がありましたんですけれども、そしたら、入札があった拠点施設建設予定地、これ業務名になってるんですね。搬入道路地形測量業務になつとると。地形測量といったらいろいろな意味があるんですね。搬入道路とそこら辺を周辺する地形測量とはまた違うんですよね、業務内容がね。それを指して私は言うとはんですよ。地形測量もいろいろ、どこの地形測量をするんやわからんもせんとってね、はっきりこれやったら内容が示されています。そういう意味のことを私は言いたいんです。地形測量ってね、大きな地形測量もありますよ。だが、これは特定されておるじゃないですか。そういう意味で私は言わせていただいたんです、ひとつはね。それから、6 集落について測量業務してよろしいかと言って許可いただきましたという説明。確かに、説明聞いたようにそういう話でしょう。今山口管理者が言われたように、そういう主旨の方向で話がまとめでただけるのなら、住民説明会ともどもしていただいて、そしてそういう今言われたような方向性でやってただけるんですしたら、私は結構かと思えますけども。やはり、我々を誤魔化すんじゃない、私自身が誤魔化されとんかわかりませんけどもね、どういうふうに皆さんが解釈されておるんかわかりませんけども、私はそういうふうに個人的に取るんですけども、地形測量は大きな面でも地形測量です。この入札に対しての業務名は指定されとるんですね。そういうことを私らははっきり聞いておりません。あなた方はそういう形で腹に持って言われたんかわかりませんけれども、私らは、大きく地形測量、1 キロ以内をしょんか、4 キロ以内の範囲をしょんか、それはわかりませんけれども。だから、そこら辺のところをはっきりきちんと我々組合議員にお知らせしてほしかった。終わったものをああやこうやと言いたくありませんけれども、やはりこれは、建設地としては決定されておられませんと書いてありますけれども、そういう先行型みたいな形で地域の住民なり、また我々組合議員もわからんうちに、会長さん方ばかりが話されるよりも、やはりオープンにさせていただきたいと。かように思います。以上です。

○議長（沖 正治君） 他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで行政報告は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分。

午前11時03分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（沖 正治君） 再開いたします。

報告第3号 処理方式選定に関する審議結果報告の件

○議長（沖 正治君） 報告第3号、処理方式選定に関する審議結果報告の件を議題といたします。
管理者。

○管理者（山口聖治君） 事務局長に説明をさせます。

○議長（沖 正治君） 事務局長。

○事務局長（上谷正俊君） ただ今議題となりました報告第3号につきましてご説明させていただきます。別紙資料の報告第3号3枚目から、処理方式選定に関する審議結果報告、技術審査小委員会の報告資料でございますが、これに基づきましてご説明させていただきます。

このことにつきましては、ごみ焼却溶融施設の処理方式につきまして専門の見地からの検討を加えていただきまして、選定の公正、透明性の確保を図るとしておりまして、専門委員会の中に技術審査小委員会を設置していただきまして検討を加えていただき、専門委員会のご了承もいただきましたので、先般、正副管理者会議に報告するとともに、本日の組合議会で議員の皆様方に報告するものでございます。

開いていただきまして、主要項目のみ簡潔にご説明させていただきます。2ページの第1章処理方式選定に関する審議結果報告（総括）でございますが、にしはりま地域に適した処理方式の方向性としていただきまして、ごみ焼却溶融施設の処理方式としては、安全性・信頼性・環境保全性を最優先に重視し、技術の円熟度が安全性・信頼性を高めるとの見地などから、ストーカ+灰溶融（燃料式）方式、流動床式ガス化溶融方式の2方式が、にしはりま地域のコンセプト（循環型社会検討委員会による提言）を満たしているという結論を得ました、としております。

第2章は、技術審査小委員会の審議経過でございます。第2項の1にございますように、平成15年9月3日には第1回小委員会、10月10日には第2回、12月12日は第3回、去る8月6日に第4回の小委員会で審議を加えていただきました。その審議の経緯につきましては、3ページから5ページまで記載いたしております。説明は割愛させていただきます。5ページの中ほど（5）におきまして、アンケート集計結果の扱いについての提言でございますが、メーカーアンケートで回答のあった数値などは設定条件が確定していない処理方式の検討段階のデータであり、各メーカーのノウハウの守秘義務から、定性的な評価結果のみ専門委員会へ報告しまして、データ部分は公開しないことにいたしております。情報公開としては、この選定経緯について報告することによって説明責任を果たすことが提言されております。

6ページは、第3章定性的評価でございます。第1項が処理方式の定性的評価結果でございますが、評価方法の決定につきましては、小委員会では、メーカーアンケート結果の評価について、定量的な項目において顕著な差異が認められないので、定量的評価を行わず、処理方式の特徴を本地域コンセプト

と照らし合わせた定性的評価によって本地域に適した処理方式を選定するにしております。2の定性的評価内容におきましては、(1) 評価項目の設定におきまして、①安全性・信頼性・生活環境保全性が優先されること。②ごみが確実に処理できること。③エネルギー回収ができるだけ可能なこと。④外部エネルギーが少ないこととしておりまして、(2) 安全性・信頼性・環境保全性につきましては、①では地域に唯一の施設。地域にとって施設は1つしかありません。もしトラブルがあったとしても他の施設でカバーできないということも考慮すべき要因であるとしております。②技術の円熟度。技術の円熟度が安全性・信頼性を高めるとの見地から、安全性・信頼性・環境保全性を評価いたしました。ストーカ方式、技術の円熟度が最も高いと考えられます。流動床ガス化方式、ガス化溶融方式の中では流動床式が事例も多く、初期トラブルも明らかにされてきているために円熟してきていると考えられます。ガス改質炉、現時点では、事例数が少なく信頼度を検証できないこと、酸素ガスが必要なことや生成ガスの用途が近くでないことから、この地域にとって適切ではないと考えました。直接溶融方式、固体燃料を使用することから、この輸送が必要であり、本地域にとって適切ではないと判断しました。キルンガス化方式、この方式は、キルン内に機械部分があり複雑であること、高温空気の加熱方式についての円熟度が不足していると評価いたしました。(3) では処理の確実性について記載しております。(4) ではエネルギー回収・有効利用について記載されております。(5) では補助燃料について記載されております。

第2項の個別事項に関する評価でございますが、(1)の次世代ストーカ技術につきましては、各要素技術を採用することについて問題はないと考えますと記されております。(2)の灰溶融の方式につきましては、エネルギーの利用効率といった観点から、電気溶融と燃料溶融の大きく2つの類別がされておりますが、燃料溶融によりまして還元材として廃プラスチックを使用することによって、重金属の溶出の少ないスラグを製造できる可能性があることから、ストーカ式焼却+灰溶融方式の場合は、灰溶融炉は燃料式溶融が適していると考えられるとしております。次に、(3)のダイオキシン類の排出基準でございますが、本計画でより厳しい排出基準0.05ナノグラムを設定することについて了承いたしましたとしております。次に、(4)水処理につきまして、プラント排水処理システムをクローズド方式とすることは、廃棄物処理だけでなく、排水処理にもエネルギーをかけるということになります。燃焼安定性の確保、使用燃料の最小化のため、プラント排水は循環利用し、余剰水については下水道放流とする方式を推奨します。処理水を河川や水路に直接放流するのではなく、余剰水を適切に処理した上、管理された条件で下水道に放流するのであれば、管理されたクローズドシステムであると住民に説明できるのではないかと提言しますとしております。このことにつきましては、先般の正副管理者会議で報告いたしました中に、上郡町長からこの下水道放流の推奨につきまして、これまでクローズドシステムをして住民説明をしてきた経緯から、今すんなりと受け入れるわけにはいかないとの意見を聞いております。

今後これらについて、調整すべき課題といたしまして適切な解決を図ってまいることにはしたいとしておるところでございます。

次に、9ページ第4章、今後の対応でございます。第1項検討課題、(1)におきましては溶融スラグの有効利用でございますが、再生資源の有効利用及び最終処分場の延命化の見地から、溶融によって作られるスラグが確実に再利用できるようなシステムにする必要があるとしております。(2) 飛灰の山元還元でございますが、本計画では、これまでのように飛灰を薬剤で処理して最終処分するというのは、資源有効利用及び先進性の観点から望ましくないとの見解から、飛灰に含まれる重金属の資源化を図る仕組みづくり、山元還元の検討を提言しますとしております。(3) 低質ごみ対策。容器包装法の完全施行に伴いまして、ペットボトルやプラスチック製品等の高質ごみの分別資源化によりまして、厨芥ごみなどの比率が高まり、低質ごみ化が進むことにより、エネルギー供給量が低下、また、焼却時における燃焼の不安定を招く等が懸念されます。この対策として、厨芥ごみなどの低質ごみをバイオマス処理(メタン発酵)する複合処理が有効であり、循環型社会を目指す面からも意義があるものと考えられます。バイオマス処理(メタン発酵)の導入について、処理技術、経済性、エネルギー利用及び環境影響等の評価について、さらなる検討を提言します。処理により発生する排水は、下水道受入基準を満足するために排水処理を行った上で、公共下水道へ放流することが適切であると考えられます。なお、低質ごみをバイオマス処理(メタン発酵)することによる、焼却溶融方式選定への影響はありませんとしております。(4) 地形を活かした施設配置。計画予定地は自然資源の豊かな山間であり、そういった地形を活かした施設配置、造成計画とすることを提言するとしております。(5) ではCO₂排出への対応でございますが、これからの廃棄物処理施設については、CO₂排出量が少ないものであることと併せ、CO₂をどこかで吸収することを検討しておく必要があるとしておることから、施設の周辺の森林を整備することによりまして、また、国のCO₂に関する助成制度の仕組みができつつありますので、この仕組み等の活用を検討することを提言しますとしております。(6) では先進性につきまして、本計画における先進性については、資源・エネルギーの有効利用、周辺施設や地域との連携を踏まえた循環型社会づくりの観点が必要であることを提言しますとしております。(7) では経済性と施設の管理運営面についてでございますが、経済性については、施設建設費や維持管理費だけでなく、稼働後の施設の運営管理方法について、高度処理設備となることから公設民営等の管理運営面を含め、十分に検討しておくことが重要であることを提言します。

第2項処理方式の決定におきましては、処理方式といたしまして、ストーカ+灰溶融(燃料式)方式と流動床ガス化溶融方式の2方式を選定しましたが、処理方式の決定にあたっては、別途検討されている地域振興方策の実現や上記検討課題を踏まえて決定されることが重要であることを提言するとしてお

ります。

11ページからは資料でございまして、資料1では専門委員会設置規程。13ページには専門委員会委員名簿。14ページには技術審査小委員会委員名簿。また15ページには資料4といたしまして、プラントメーカーへのアンケートを実施いたしました循環型社会拠点施設整備に係る最適処理方式検討仕様書を添付いたしております。19ページまでがその資料でございまして、資料5がごみ焼却溶融方式の比較でございまして、先ほど技術審査小委員会で審議いただきましたストーカ+灰溶融、ガス化溶融施設流動床式、ガス化溶融施設キルン式、ガス化溶融施設シャフト炉式、ガス化改質方式につきまして、その概要と特徴を記載した資料を添付いたしております。

今回報告いたします、この処理方式選定に係る審議結果報告につきましては、専門的見地からの検討を加え、選定の公正、透明性の確保を図るとしております観点からも、この度の報告につきまして、今後、各町議会議長におかれまして、各町の議会議員に十分ご報告を図っていただきまして、今後の施設整備についてご理解、ご協力等も深めていただきますように格別のご協力をお願い申し上げまして、説明を終えさせていただきます。以上でございます。

○議長（沖 正治君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

11番。

○11番（植戸勝治君） 三日月町の植戸です。ただ今説明がありました処理方式についてですが、事務局からの説明を聞いておりましたら、私たちが基本的に考えております安全性、信頼性、保全性と。信頼性、安全性というのは第1に考えておるわけでございますが、元々こういうごみというものに対する処理については、歓迎したりあるいは求めたりというものではありません。基本的に、困ったな、嫌ですね、というのが反対する論理。地区から見ましたら、昏迷それ一途に思われるのが当然だと思っております。今、安全性、透明性、信頼性ということを強調されておりますが、現在の科学や技術の進歩は当然進んでおるということは、くれぐれも言われておりますが、高度になればなるほど、また危険性も伴うでしょうということも事実として証明されております。近い話でありましたら、福井の美浜発電所の事故。20年というかなり基本的な再調査ということが当然求められておったわけなんです。程度の非常に高い技術者であるとか監理者が寄り集まって最高の知恵を出し合ってやってもらって構築されたとしても、当然人が造ったものでございますから、機械が造ったものでございますから、一説によりますと、構造上の疲労も年が経つに従いまして、使用を重ねていくに従って、構造上の疲労も当然出てくる。また管理上の制度もいろんな面で矛盾が出てくる。また指揮されております作業員におかれましてマニュアルの疲労というのも、1回作りましたらマニュアルそのものが永久に保存されたり実行されていくということは確証がないわけでございます。従いまして、今言われました説明ですが、

永久に安全と信頼というものが保証されない限り、平凡な抵抗でございますが、嫌なことに対しては嫌やな、困るな、というのが本音でございます。こういうことについて午前中のこの議会についても、事務局からの説明は、建設地は決定ではないということを説明しながら、一方では進めておる。今の設備関係の説明につきましても一方では安全ということを謳いながらも、危険を承知での取り組みを求められているというのが、現在の私たちの考えておる一面もありますので、この辺説明を求めたいと思います。安全性の確保。

○議長（沖 正治君） 管理者。

○管理者（山口聖治君） 今、植戸議員から処理方式に係わりまして安全、透明、信頼性とか、いわゆる美浜原発のこともおっしゃいましたけれども、原発とはこれはちょっと違うと思います。疲労と言いますか、そういう面ではあると思いますけれども、原発というのは事故がありましたときに、放射能がポーと出ますね。これは事故が起きたとしても、炉内に溜まっているダイオキシンの固まりをポーと事故が起きたさかいに周りに散らかす、高濃度の人体に即影響がある、そういうものではございません。それと安全性というのは大事なものでございますけれども、今現実、三日月町は、佐用のクリーンで処理願っております。そこの面から言いましたら、あそこの佐用クリーンでも今の施設だからこそダイオキシン問題もやっておりますけれども、極端な例を言いましたら、平成7年に稼働するまでには野焼きに近いと言いますか、そんなダイオキシンの問題が出てなかったときには、それもあまり関係なしにあそこで燃やしていたと思います。その距離が、佐用坂からいわゆる町営住宅へも500メートルから800メートルですか。そこら辺の方も、現実には我々は生活していく上でごみは必ず出します。そのごみをどこかで処理をしなければなりません。ですから、そういう安全性というのは第1に考えるべきですけれども、例えば疲労と言いますか、そういうことから見ましたら、自動車が100パーセント安全なのか、飛行機は100パーセント疲労はないのかということも言うことはできます。ですけれども、我々は生活する上において、どこかにそれはしなくてはならない、行政の責任で設置しなければならない。また、そのために一番直近の住民の方は、ある程度の不安を感じておられるかも知りませんが、今現在は、ダイオキシンというのは、ここで言いますけれども、私は今の技術から言えば過去の遺物になっているというふうに、私は思っております。それと、何か言おうと思たんですけれども、気が付いたときに言いますけれども。そういう意味から言いましたら、この施設そのものがいわゆる迷惑施設には間違いありません。ですから、その迷惑施設から出る電気ですとか、熱ですとか、それを使っているいわゆる地域振興施設、そういうものもトータル的に地域循環型処理施設というふうに位置付けておるということを、ご理解を何とかいただきたいと思います。思い出しました、何か言いたいと思つたんですけれども、予定地としてやる。確かにそうです。あそこでやらせてほしいということで理解

を求めていっております。ですけれども、そこに100パーセントと決まっていなかったら、予定地としてと言わざるを得んでしょう。私どもは、あそこにやらさせていただきたいということで、周辺6集落の理解を得ていっておる、求めておるといのは事実でございます。

○議長（沖 正治君） 11番。

○11番（植戸勝治君） 何か視点が違ったり観察の仕方が違ったりするわけなんです。今、福井の原発の比較、これは当を得てないという説明のようですが、もちろん現実はそうですけど、やはり一たび事故が起きましたら、周辺に及ぼす影響、また周辺住民に対する恐怖感、風評被害としてでもいろんな形の風評被害が出てくると思います。美浜原発にしても、昨日、一昨日の沖縄のヘリコプター墜落事故でも慌てて知事さんが東京まで走らなしょうないという、こういう現実には風評被害ですわ。いや、死んだ、怪我した、犠牲者が出たという話とは全く縁が遠いようですけども、結果としてそういう現実が及んでくるというのは当然考えられることなんで、この辺は特にこれからも手抜きすることなく考えてほしいと思います。以上です。

○議長（沖 正治君） 他にありませんか。

3番。

○3番（村上 昇君） お尋ねと要望をしておきたいと思います。私は、いよいよ焼却の設備をこういうものにしたいというようなことで出されたように思うのですが、これにつきましても非常に技術的に高度なものでございまして、なかなか我々の頭では非常に解釈がしにくい、これは事実だと思うのですが、そこで機械は、今植戸議員から言われたように、当然、疲労があり故障があると思うんですわ。この故障をしたときにどういうふうにするのか、また、大被害が起きたときにどのようにするのか、こういうことが一切ここに書かれていないと。全く私は残念に思う。当然、機械がなんぼいいものを入れても故障がないことはないと思う。だから、その辺の問題があったときには、どのような処理をするのかということも明確にここで示していただきたいなと。そうせんと我々としては了解ができんと。それで現在千種町ね、千種町長もお見えになっていると思うが、あれだけの大きなごみの山を積んで、テントで上掛けているというようなことを、私も目で見てはいるんですけども。ああいうようなことがあったときに何十億の金が掛かるんですね。だから、そういうようなときにはこういうような処理をするんですよと、また、地域の皆さん方には迷惑を掛けんようにできるだけ早くこれを処理するんだとか、そういうこともね、やはり機械を入れてやるわけですから、明確にこの辺もしていただかないと。うちの鞍居の地域におきましては、水の問題でございますけれども、しかし、今日の話によりますと1キロやかか2キロやかかということで、周辺整備だけのことを言っておられますけれども、それやったら1キロ以内だけ垣をしといて、水を下に流さんようにするんだと言うんですか。そういうことは実際に水は流

れるんですから流さなしょうないと思う。だから、あらゆる面から、こういうようなことで対応しておりますよと。問題があったときにはこういうようなことをやりますよとかいうことを、明確にされないと。ただ機械の、ここに書いておりますのは、何もありませんで、非常に素晴らしいもので非常にいいんですよと。これだけではね、住民が納得できないだろうと思う。それから、現在では、この近くでは、兵庫県の高砂市において問題が起きてますね。このようなことで全国的にかなり問題が起きとります。大きな機械ほど、やったときの事故というのはやはり大きいんですから。そのような問題を十分に、先ず納得をさせるように住民にしていただかないと、我々もなかなか納得しにくいと。こういうことを申し上げて、そういう問題に対処するにはどうするかというようなことも、ひとつ事務局長が説明してください。もし、わからなったら専門家を呼んで説明してください。

○議長（沖 正治君） 管理者。

○管理者（山口聖治君） 村上議員がおっしゃいました、もしものときの責任の問題ですけれども、この報告は処理方式選定に関する審議結果。学者先生方の審議結果の報告でございますので。そのことは、私が言いますのは、もしものときにはと言いますけれども、今千種町の問題も言われました。宍粟郡の方は、それを責任を持って処理しようとされております。これはにしま環境事務組合、1つの自治体です。もしものときには、それが責任を持って処理をするというのが当然であるというふうに思っています。そのようなことで答弁はさせていただきたいと思えます。

○議長（沖 正治君） 3番。

○3番（村上 昇君） 今の山口町長の説明ではちょっとわかりにくいですな。もう少し具体的にね、今日ここで言えと言っても、機械の式を言われてるんでなかなか言えんと思うけれども。こういうことはやはり専門家を呼んでね、こういうときにはこういうような処理もできるし、こうするんで。それから行政側としては、これはやはり事故があったらどれだけ金が必要かという問題になってくると思う。そういうところもね、地元の者に納得するような話を今後していただかないと、我々がそれで結構でつせと簡単には言えないということだけ申し上げておきます。以上です。

○議長（沖 正治君） 他にありませんか。

13番。

○13番（山本義次君） 山崎町の山本です。先ほど来、事務局の方から説明を受けとんですが、2方式が好ましいんじゃないかということなんですけれども、我々が聞いてもなかなか分かりません。ストーカ+灰溶融方式、ガス化とか。しかも、流動床というのはですね、その言葉を聞くと、悪い例が我々には先に出てしまうわけですけれども。この辺の検討をどういうふうに事務局サイドでは聞かれとんのかどうか、また、その中に専門さんがおって聞かれとんのか、ただ小委員会の中でいいぞということだ

け聞いて、そうかいなというぐらいの程度なのかどうか、その辺はどうなんでしょうね。

○議長（沖 正治君） 事務局長。

○事務局長（上谷正俊君） 処理方式選定の経緯につきましては、これら資料作成を私どもの方からコンサルタントに原案作成をさせまして、それら十分精査させていただいた上で、専門委員会の専門的なご意見もお聞きしていくというスタイルで進めておるところでございます。重要な事項については、専門的な見地からも十分審議をいただいた上で、取り組んでいきたいとしながら進めております。処理方式選定について今日の結果だけでは分かりにくいといった点があるかと思いますが、殊に住民の皆様方に今後こういった点を十分ご理解をいただく必要があろうと、私どもも考えておるところでございますが、先ほど来お話がございましたように、安全と信頼のシステムということを最重点で考えておるといった観点から、十分ご説明をさせていただいたり、また、住民の方々からいろんな質問が出てくると思うんですが、そういうことに十分お答えをさせていただきながら進めていきたいということで、これらにつきましては、特に住民の方々へのご理解、ご協力を、今回の資料につきましても進めてまいりたいとしておるところでございます。今回1つの方式といたしまして、ストーカ+灰溶融と流動床ガス化という2方式が推奨されておるところでございますが、流動床ガス化につきましては、確かにご発言のように、これまで流動床炉について処理技術等でのトラブル等が過去に発生をしてきておる経緯がございます。高砂でも大きなトラブルではないようでございますが、トラブル発生事例等を私どもも十分承知をいたしておるところでございます。それらにつきまして、いくらかそういう燃焼技術でございますので、メーカーにデコボコがあるといったような点に起因をしておるといったようなお話等もお聞きをいたしておりますが、それぞれ各地の事例等も十分精査させていただきまして、安全と信頼の確保ということにつきまして、今後とも十分な資料づくり等を重ねてまいりたいと予定しております。特に生活環境影響調査等に関しまして、そういう点につきましての説明対応が必要であろうとしておるところでございます。今後そういう点についての資料作成、また、説明等も十分重ねてまいりたいと思っております。そういうことで進めさせていただいておるところでございます。

○議長（沖 正治君） 13番。

○13番（山本義次君） 安全性というのは当たり前のことございまして、やはりどれを採用かということにつきましてははですね、十分に検討してもらわなったら、非常に経費も高くつくと思いますし、熱を利用して電気とか何とかということについてもランニングコストとの兼ね合い。ここいらはどういうような小委員会の中で意見が出とんのか。熱を利用すれば電気も起きるのは当たり前のことですね。儲けにつながるかどうか、その辺。大変な額を掛けて、いろいろと財政の苦しい中ですから、その辺についてもう少し詳しい。先ほど、しかも、持ち帰って議長の方からも説明せえと、こういう話だったん

ですか。そういう意味じゃなかったんですかいね。このような中身の分からないものを持ち帰ってみんなの中でのものを言ったって、何言うんとどというようなことになるんじゃないかなと思うんですわ、私の知識では。だから、具体的にもう少し詰めた中でこういうふうになるぞというものを欲しいなど、このように思います。

○議長（沖 正治君） 管理者。

○管理者（山口聖治君） ランニングコストの面ですけど、今そこまで詰まっております。それと今、2方式とか、いわゆる方式の問題ですけども、これからの問題でございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（沖 正治君） 2番。

○2番（栗本一水君） 新宮の栗本でございます。今も山本議員から話があったんですが、この資料ではやはり議会の方に私も説明できませんね。内容的にですね、ストーカ方式とか流動床式とかいろいろあるんですけども、今言われたようにメーカーに多分いろんなデコボコ。例えば、メインはこれだけでも、灰の処理はこうだとか、スラグの処理はこうだとかいろいろあると思うんです。やっぱり具体的に各方式のいろんな例を、ビデオでもあればビデオもあったらいいし、いろんなメーカーの資料もあったらいいし。そういうようなことがですね、きちんとやらないと、私らも専門家ではありませんし。このダイオキシンの問題からですね、処理方式とか焼却技術というのは本当に日進月歩で進んでいると思うんです。ですから、検討委員会の方がですね、大学教授とか偉い方がいっぱいおってんですけどね、多分、安全性とか実績というのをもの凄く重視されて、新しい技術にはなかなか目を向けられない。特に行政は失敗は許されないというようなことがですね、本当にこれが技術的に素晴らしいなというのがなかなか取り入れられないと。前も言ったんですけども、せっかく世界の科学公園都市に造るんですから、そういった先端技術の素晴らしいものを造っていただきたいなというふうに思いますし、それがきちんと住民、それから議会の方にも理解が得られるような資料を提供していただきたいなと思うんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（沖 正治君） 他にありませんか。

12番。

○12番（廣瀬武志君） 三日月町議会の廣瀬です。三日月の議会でも言ったんですわ、安全性、信頼性。それはやはり事故対策的なことが入らなければ、何を安全性、信頼性を問うんかと。やはり物を作っていく上には、このような形の過程を形にしましても事故はあると。やはり地域住民に言うのであれば、信頼性を得るのであれば、このような場合にはこのような対策を立てますよと。千種町は今どのような形で進んでおるかわかりませんが、やはりこの建設途上で11町がこのような形でやると、後、

問題が起きた場合、11町がどのような形を取るんかというようなことも問題になろうかと思えます。そのような点で、信頼性、安全性、それはどのような形で説明されておるんか。やはり私自身は、事故対策を入れないかと三日月町議会でも言いましたが、そのような形をやらせていただくと局長が言いましたが、今だにそのような文言が入っていないということはどういう意味なのか、ちょっと回答をいただきたいと思えます。

○議長（沖 正治君） 事務局長。

○事務局長（上谷正俊君） ただ今のご質問にお答えいたします。ご指摘のように、これまでもトラブル発生時等の対策、そういうことも含めた安全対策ということでのご意見をお聞きいたしております。これらにつきましても、今後、住民の皆様にも十分説明させていただいたり、また、議会議員の皆様方にも十分説明させていただく必要があると思えます。しかし、今回報告させていただいておりますのは、今後、計画を進めるにあたりまして処理方式を先ず固めていく必要があることから、この度は2方式まで絞り込みました処理方式選定の説明をさせていただいておりますので、その他の計画等トータルな計画等につきましては、現在、施設基本計画の中でトータルな資料作成を進めておるところでございますので、そういった点につきましても、今後、説明の機会を持たせていただき、十分ご意見をお聞きしながら進めさせていただきたいというふうに思えます。よろしくお願いたします。

○議長（沖 正治君） 他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで処理方式選定に関する審議結果報告の件は終わりました。

報告第4号 一般監査報告の件

○議長（沖 正治君） 報告第4号、一般監査報告の件を議題といたします。監査委員より一般監査についての報告を求めます。

春名善樹監査委員。

○監査委員（春名善樹君） 一般監査報告、朗読をもって報告いたします。

1 監査の対象。主要委託業務に係る契約事務について監査を行った。主要委託業務は次のとおりである。ア、生活環境影響調査業務。イ、循環型社会拠点施設整備基本計画等策定業務。ウ、地域振興施設基本計画策定業務。

2 監査年月日。平成16年7月27日。

3 監査の方法。今回の監査は、主要委託業務に係る契約事務が適正かつ公正に執行されているかについて実施した。また、監査に当たっては、関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果。ア、生活環境影響調査業務。本業務は、平成14年9月27日に財団法人ひょうご環境創造協会と随意契約されている。契約内容は資料1、随意契約の理由は資料2のとおりである。平成16年2月20日には変更契約がされており、変更契約の内容及び理由は資料3のとおりである。随意契約の取扱いについては、適切な理由が求められるが、本業務の契約事務は、適切な理由を基にして執行されていると認められた。

イ、循環型社会拠点施設整備基本計画等策定業務。本業務は、プロポーザル方式による業者選定が行われており、1次選考から3次選考に至って業者の特定がされている。1次選考及び2次選考においては、11町助役で審査し上位2者まで絞り込み、3次選考においては、11町各町で町長と助役の協議により評価し、併せて専門委員会正副委員長の評価を集計して1者を特定している。この結果、株式会社環境工学コンサルタントが特定され、助役会代表3名との見積合わせを行い、平成14年12月24日に契約締結されている。なお、本業務に係る契約事務の主要経緯は、別紙資料4のとおりである。平成16年2月20日には変更契約がされており、変更契約の内容及び理由は資料5のとおりである。それぞれの選考段階では複数以上の者による審査が行われており、なおかつ、業務提案評価並びに特定について、学識経験を有する専門委員会正副委員長の審査意見を求めて、適正なるものと認められている。これらのことから、適正かつ公正に執行されていると認められた。

ウ、地域振興施設基本計画策定業務。本業務は、プロポーザル方式による業者選定が行われている。11町助役及び県民局との協議により業務提案依頼業者を選定し、業務提案評価を11町長及び専門委員会正副委員長で行い、1者を特定している。この結果、株式会社地域計画建築研究所が特定され、助役会代表3名との見積合わせを行い、平成15年3月25日に契約締結されている。なお、本業務に係る契約事務の主要経緯は、資料6のとおりである。それぞれの選定段階では複数以上の者による審査等が行われており、なおかつ、業務提案評価並びに特定について、学識経験を有する専門委員会正副委員長の審査意見を求めて、適正なるものと認められている。これらのことから、適正かつ公正に執行されていると認められた。

意見。今後の入札・契約業務の執行に関しては、公平性、透明性及び競争性（技術・価格）の一層の向上が図れ、かつ適正・公正に執行されるよう十分な配慮を求める。

平成16年7月27日。にしはりま環境事務組合監査委員坂口榮、春名善樹。

説明の関係でありますけれども、補足説明は事務局にさせます。

○議長（沖 正治君） 事務局長。

○事務局長（上谷正俊君） 補足説明をさせていただきます。ただ今の一般監査報告につきまして、3ページから資料を添付させていただいております。冒頭、管理者あいさつにありましたように、この

度の一般監査につきましては、施設整備基本計画業務を委託いたしております株式会社環境工学コンサルタントが、兵庫県の指名停止6ヶ月を受けている関係におきまして、顧問弁護士の指導によりまして、この事態をもって本組合で契約解除に当たらないが、組合として契約について調査することが適切である、という指導を受けたことによりましての監査を受けたものでございまして、そういう観点からアの生活環境影響調査とウの地域振興施設につきましては資料を後ほどご覧いただくことにいたしまして、イの施設整備基本計画の経緯につきましては、資料4、8ページから記載いたしておりますので、これについてご説明させていただきたいと思っております。

8ページでは、施設整備基本計画につきまして、標準プロポーザル方式によりまして発注を行いましたスケジュールを記載いたしておるところでございます。内容説明は割愛させていただきます。次に9ページは、調査書の依頼業者の選定基準でございまして、調査書の提出につきまして、ガス化溶解方式の整備計画書提出実績について調査いたしましたところ、10ページに記載の26社がその実績がございました。これにつきまして11ページにおいて調査書の依頼業者の選定を行いまして、各町への入札参加の登録等状況も確認をいたしました中で、26社から記載の二重丸印、会社概要等調査依頼業者につきましては15社に絞り込みまして、依頼いたしておるところでございます。このことについて次の12ページにおきまして、1次選考を行っております。これについてはそれぞれの実績、また技術者、また各登録部門数といったような観点から、15社についての1次選考を行いまして、1次選考において7社に絞り込みまして、7社への業務提案書の提出を依頼いたしております。7社につきましては総合判定欄の二重丸印でございます。これらの経緯について13ページでは、このプロポーザル方式につきまして学識者の専門委員会の委員長、副委員長に審査をしていただいております、当日に立会いを行っていただき、11月8日にこの審査意見書をいただいております、1次選考は慎重に審査を遂げたところ適正であると認める、とされております。次に14ページにおきましては、この業務提案書の提出を受けまして、2次選考と3次選考と特定の結果でございまして、7社のヒアリングを11町の助役と事務局で行いまして、ヒアリングによる評点評価の合計数を記載いたしております。助役会におきましては、この上位2社を選考するというところで、上位2社の株式会社環境工学コンサルタントとパシフィックコンサルタンツ株式会社の2社が選考されております。この結果について正副管理者会議に協議いたしまして、2社から上位1社につきましては、11町の町長、助役の協議を受けまして、その各町からの評価の申し出と専門委員会の正副委員長の2名で評価を行いました結果、環境工学コンサルタントが10、パシフィックが3という評価を行いまして、環境工学に特定をいたしましたものでございまして、この2次選考、3次選考等につきまして、専門委員会の2名の正副委員長の意見審査を15、16ページに記載いたしております。それを受けまして17ページにおいては、見積合わせ結果といたしまして、12月1

6日に正副管理者の代表町の3助役と事務局とコンサルタントとの見積合わせを行いまして、税込額1,669万5,000円で契約をすとしたものでございます。このような過程を経まして入札執行をしておるといこと、この件についての調査を監査委員にお願いをし、ただ今、監査報告いただいたものでございます。以上でございます。

○議長（沖 正治君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで一般監査報告の件は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後0時13分 休憩

午後0時14分 再開

○議長（沖 正治君） 再開いたします。

認定第2号 平成15年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定の件

○議長（沖 正治君） 認定第2号、平成15年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山口聖治君） 事務局長に説明をさせます。

○議長（沖 正治君） 事務局長。

○事務局長（上谷正俊君） ただ今議題となりました平成15年度事務組合歳入歳出決算につきましてご説明いたします。お手元の資料、別紙資料認定第2号をご覧いただきたいと思います。決算書でございますが、下にページを振っておりますが、1ページ、2ページで決算書を記載しております。歳入、分担金及び負担金につきまして、収入済額6,906万4,000円。10款の諸収入1,129万4,695円。歳入合計8,035万8,695円でございます。収入未済額はございません。歳出は、1款議会費におきましては、支出済額が51万5,008円、不用額が11万5,992円。2款総務費におきましては、支出済額7,835万9,233円でございます。歳出合計におきましては、支出済額が7,887万4,241円でございます。不用額のトータルは、147万2,759円となっております。歳入歳出差引額148万4,454円でございます。16年度繰越額が同額でございます。

3ページは実質収支に関する調書でございます。5の実質収支額は148万4,454円ござい

ます。

4ページからは事項別明細書を記載いたしております。主なものだけご説明させていただきたいと思っております。5ページ、6ページにおきまして歳入の分担金及び負担金においては、収入済額の内訳について備考欄に各町ごとの負担金額を記載させていただいておるところでございます。10款諸収入につきましては、雑入におきまして備考欄でございますように、西播磨11町循環型社会推進協議会残額収入といたしまして、1,128万2,607円の残額を受け入れております。これにつきましては、15年の4月1日から9月30日までは、この11町協議会の協議会会計といたしております。9月30日付での残額につきまして残額収入といたしておるものでございます。

次に7ページ、8ページでございますが、1款議会費、主なものといたしまして、19節で行政視察負担金6万8,384円でございます。2款の総務費におきまして主なものをご説明申し上げますと、1の報酬におきましては、検討委員会、専門委員会、次ページに渡りまして周辺地域連絡協議会、地域振興施設策定委員会委員の報酬額が、記載額でございます。また9節旅費につきましては、支出済額119万7,870円でございますが、うち委員出張旅費が64万5,460円でございます。各大学先生方をご遠方から出張いただいております出張経費をここで支出いたしております。11節需用費におきまして221万9,973円でございますが、これは備考欄でございますように広報誌費53万4,450円、その他消耗品、印刷製本費等でございます。13節委託料におきましては4,906万8,249円を支出いたしておりますが、主なものを申し上げますと、生活環境影響調査3,675万円、施設整備基本計画667万8,000円、地域振興施設基本計画441万円、次ページでございますが検討委員会資料作成60万3,750円、顧問弁護士委託料15万7,500円、ホームページ更新委託料11万2,500円等でございます。次に12ページ下段の19節負担金及び交付金でございますが、支出済額は1,895万2,112円でございます。派遣職員の人件費負担金4名分1,554万4,094円他でございます。次ページには事務所負担金、職員研修負担金。これは技術監理者研修でございます。今日も実は私どもの深澤局長補佐が技術監理者研修ということで研修中で、今日の議会には出席させていただくことができませんでした。今日も研修を受けておる最中でございます。その他、循環型社会推進フォーラム50万1,223円等をここで負担いたしております。2項の監査委員費につきましては、支出済額は3万1,300円でございます。報酬、旅費等の支出でございます。以上、決算につきましてご説明を終えさせていただきます。

○議長（沖 正治君） 説明が終わりました。

ここで監査委員より決算審査についての報告を求めます。

春名善樹監査委員。

○監査委員（春名善樹君） 決算審査意見書。朗読をもって代えさせていただきます。

1 審査対象、平成15年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算について。2 審査期日、平成16年7月27日。3 審査場所、赤穂郡上郡町光都3丁目7番1号、にしはりま環境事務組合事務所会議室。4 審査意見、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成15年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算は、併せて提出を受けた証拠書類並びに関係諸帳簿を照合し、慎重に審査を遂げた結果、適正なるものと認める。

平成16年7月27日。にしはりま環境事務組合管理者山口聖治様。

にしはりま環境事務組合監査委員坂口榮、春名善樹。以上です。

○議長（沖 正治君） 決算審査の報告が終わりました。これから質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（沖 正治君） ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

質疑がありませんので討論を省略いたします。

これから認定第2号、平成15年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定の件を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

認定第2号は、認定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖 正治君） 起立多数であります。

認定第2号、平成15年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定の件は、認定することに決定いたしました。

閉会宣告

○議長（沖 正治君） これで本日の会議の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。

第3回にしはりま環境事務組合議会定例会を閉会いたします。

管理者あいさつ

○議長（沖 正治君） 管理者からあいさつがありますので、お受けいたします。

管理者。

○管理者（山口聖治君） あいさつの文章は用意していたわけなんですけれども、昼も回っておりません、至極簡単に。

にしはりま環境事務組合のこの事業も大変難しい局面を迎えております。私を含め事務局を含め11

町の町長、鋭意努力いたしますので、今後ともご協力をお願いいたします。ありがとうございました。

議長あいさつ

○議長（沖 正治君） 本日は、提出案件に対する慎重なる審議、適切な議決をいただき、誠にありがとうございました。

本日の議決結果を受けて、にしはりま環境事務組合として、一般廃棄物の適正な処理を行う行政の責務を果たすために、正副管理者は一致協力して適切な執行努力を願います。また、議員各位には、光都21自治会の抗議書に対する事務組合の見解案並びに処理方式選定に関する審議結果報告について、各町議会議員にご報告いただきますよう、格別のご協力をお願い申し上げます。議員各位におかれましては、9月は決算議会が開かれますが、それぞれの町議会議員としてご精励くださいますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後0時25分閉会